

食安発0506第2号
平成23年5月6日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

既存添加物名簿の一部を改正する件及び食品、添加物等の
規格基準の一部を改正する件について

既存添加物名簿の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第157号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第158号）が本日公布され、これにより既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

記

第1 改正の概要

1 既存添加物名簿関係

消除予定添加物名簿（平成22年厚生労働省告示第215号）に記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称を既存添加物名簿から消除したこと。

2 規格基準告示関係

上記1で消除する添加物のうち、規格基準告示において成分規格が設定されている2品目（*N*-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）及び製造基準が設定されている3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）について、当該成分規格及び製造基準を削除したこと。

第2 施行・適用期日

公布日から適用すること。

第3 運用上の注意

既存添加物名簿から削除された添加物については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工若しくは使用等が禁止されるものであること。

(別紙) 既存添加物名簿から削除する品目 (55 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
1 0	061	カカオ炭末色素	
1 1	065	ガストリックムチン	
1 2	072	カニ色素	
1 3	094	キダチアロエ抽出物	
1 4	116	グリーンタフ	
1 5	133	クワ抽出物	
1 6	140	酵素処理カンゾウ	
1 7	141	酵素処理チャ抽出物	
1 8	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
1 9	155	コーパル樹脂	
2 0	156	コバルト	
2 1	165	ササ色素	
2 2	171	サンダラック樹脂	
2 3	180	シコン色素	
2 4	193	スクレログム	
2 5	197	スフィンゴ脂質	削除予定添加物はウシの脳のみ
2 6	203	セサモリン	
2 7	205	セスバニアガム	
2 8	214	L-ソルボース	
2 9	226	タンニン (抽出物)	削除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮のみ
3 0	227	ダンマル樹脂	

3 1	231	チャ種子サポニン	
3 2	244	電気石	
3 3	249	ドクダミ抽出物	
3 4	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
3 5	268	ニガキ抽出物	
3 6	271	ニストース	
3 7	273	ニュウコウ	
3 8	275	ニンニク抽出物	
3 9	281	パフィア抽出物	
4 0	288	ヒキオコシ抽出物	
4 1	295	ヒメマツタケ抽出物	
4 2	296	ピメンタ抽出物	
4 3	331	ヘスペレチン	
4 4	335	ベニノキ末色素	
4 5	339	ペパー抽出物	
4 6	348	ハウセンカ抽出物	
4 7	349	ホコッシン抽出物	
4 8	372	メチルチオアデノシン	
4 9	377	モウソウチク炭抽出物	
5 0	385	モリン	
5 1	386	モンタンロウ	
5 2	388	油煙色素	
5 3	389	ユーカリ葉抽出物	
5 4	412	レモン果皮抽出物	
5 5	419	ワサビ抽出物	